

# 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程募集要項

福島県立南会津高等学校  
〒967-0631  
福島県南会津郡南会津町界字向川原2000番地  
TEL 0241(73)2221  
FAX 0241(71)5006

## 1 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

## 2 募集定員

募集定員70名から前期選抜及び後期選抜合格者を除いた数とする。

## 3 出願資格

新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程の不合格者、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程又は後期選抜を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた者。

## 4 出願期間

令和3年3月24日(水)

受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、午後4時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められた場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

## 5 出願手続き及び提出書類

次の(1)～(5)の書類を高校教育課ホームページからダウンロードして使用し、3月24日(水)までに中学校長を通して、本校校長へ提出する。本校校長は受験資格を認めた者に対して、「新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票」を交付する。

### (1) 入学願書

前期選抜、連携型選抜及び後期選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜、連携型選抜又は後期選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」又はその写しを入学願書の裏面に貼付する。

定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が全日制の課程に出願する場合には、不足する入学検定料1,250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

### (2) インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願

追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入する。

### (3) 調査書

ただし、年齢20歳以上の者については、提出を免除する。

### (4) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票

志願者が、中学校名、志願者氏名及び志願学科を記入する。

### (5) 入学検定料納付済証明書用紙

新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程において入学検定料を納付する者のみが提出する。

## 6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書(様式統一5号)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。
- (3) 提出期間は、令和3年3月24日(水)午前9時から午後4時までとする。

## 7 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、面接及び作文の結果を資料として選抜を行う。

- ① 調査書 「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計190点満点とする。
- ② 面接 個人面接を実施する。面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（社会、数学、理科、英語）を含む。面接については、段階評価する。
- ③ 作文 与えられたテーマについて、600字程度で自分の考えを述べる作文とする。作文については、段階評価する。

## 8 面接及び作文の日時及び会場

- (1) 日時 令和3年3月25日(木)
  - ・受付 8:30 ~ 8:40 本校職員玄関（校舎中央階段2階）
  - ・点呼・諸注意 8:40 ~ 8:50
  - ・作文 9:00 ~ 10:00
  - ・面接 10:20 ~ 11:00（予定）
- (2) 場所 本校

## 9 持参物

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応選抜第2日程受験許可証兼受験票
- (2) 上ばき、下足袋、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム  
ただし、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

## 10 合格者発表

- (1) 令和3年3月26日(金)午後3時以降に本校で発表する。
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書（別紙4）を交付する。その際、受験票を提出すること。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。